

受理官庁 LR	リベリア知的財産庁 (LIPO)	附属書 C LR
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	リベリア	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？	情報は現在準備中	
受理官庁は引用による補充を認めるか (PCT規則20.6)？	認める	
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の提出を認め、それを国際事務局に送付するか？	受理官庁に問合せされたい	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁、オーストラリア特許庁、中国国家知識産権局 (CNIPA)、欧州特許庁又はスウェーデン知的財産庁 (PRV)	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁、オーストラリア特許庁、スウェーデン知的財産庁 (PRV)、中国国家知識産権局 (CNIPA) ¹ 又は欧州特許庁 ²	

[次頁に続く]

- 1 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。
- 2 この官庁は、国際調査を同官庁、オーストリア特許庁又はスウェーデン知的財産庁 (PRV) が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

LR	リベリア知的財産庁 (L I P O) (続き)	LR
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：米国・ドル (USD)	
送付手数料	USD 50	
国際出願手数料 ³	USD 1,456	
30枚を超える1枚ごとの手数料	USD 16	
調査手数料	附属書D (AT), (AU), (CN), (EP) 又は (SE) 参照	
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	証明書の各頁につき USD 5	
受理官庁は代理人を要求するか？	要求する	
誰が代理人として行為できるか？	リベリア知的財産庁 (L I P O) が認定した弁護士で弁護士会に登録されている者、又はL I P Oが認定した知的財産代理人	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	受理官庁に問合せされたい	
受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	受理官庁に問合せされたい	

³ この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (I B) 参照)。